

資料第3-(1) 東京都管内

一 級			荒 川 水 系					
利 根 川 水 系			荒 川 水 系			荒 川 水 系		
番号	河 川 名	延長	番号	河 川 名	延長	番号	河 川 名	延長
		km			km			km
1	江 戸 川	10.80	1	荒 川	32.80	21	江 古 田 川	1.64
2	旧 江 戸 川	9.36	2	旧 中 川	6.68	22	善 福 寺 川	8.84
3	新 川	3.68	3	隅 田 川	23.50	23	石 神 井 川	25.20
4	中 川	22.20	4	月 島 川	0.53	24	新 河 岸 川	8.00
5	綾 瀬 川	11.03	5	大 横 川	6.52	25	白 子 川	10.11
6	新 中 川	7.84	6	大 島 川 西 支 川	0.82	26	黒 目 川	4.60
7	大 場 川	2.42	7	大 島 川 東 支 川	0.78	27	落 合 川	3.60
8	伝 右 川	0.57	8	大 横 川 南 支 川	0.42	28	柳 瀬 川	7.25
9	垢 (がけ) 川	2.25	9	北 十 間 川	3.24	29	空 堀 川	15.00
10	毛 長 川	6.97	10	横 十 間 川	3.66	30	奈 良 橋 川	2.85
計		77.12	11	大 横 川 支 川	0.096	31	霞 川	5.50
			12	仙 台 堀 川	1.94	32	成 木 川	12.67
			13	平 久 川	1.13	33	黒 沢 川	7.12
			14	古 石 場 川	0.64	34	北 小 曾 木 川	4.80
			15	小 名 木 川	4.64	35	旧 綾 瀬 川	0.43
			16	堅 川	5.15	36	芝 川	0.33
			17	神 田 川	25.48	37	新 芝 川	1.60
			18	日 本 橋 川	4.84	38	直 竹 川	0.52
			19	亀 島 川	1.06			
			20	妙 正 寺 川	9.05	計		253.036

鶴 見 川 水 系		
番号	河 川 名	延長
		km
1	鶴 見 川	12.78
2	恩 田 川	5.50
3	真 光 寺 川	1.87
4	麻 生 川	0.60
計		20.75

一 級 水 系	大 臣 直 轄 管 理	知 事 管 理	計
	km	km	km
利根川水系	22.10	55.02	77.12
荒川水系	33.10	219.936	253.036
多摩川水系	76.12	334.86	410.98
鶴見川水系	0	20.75	20.75
計	131.32	630.566	761.886

級 別	河 川 数	延 長
		km
一級河川	92	761.886
二級河川	15	95.17
計	107	857.056

資料編

河川一覧表

河川部指導調整課

平成30年8月31日現在

河 川					
多 摩 川 水 系					
番号	河 川 名	延長	番号	河 川 名	延長
		km			km
1	多 摩 川	98.65	21	御 霊 谷 川	0.75
2	海 老 取 川	1.04	22	山 入 川	5.00
3	谷 沢 川	3.70	23	小 津 川	4.00
4	野 川	20.23	24	醒 醐 川	3.80
5	仙 川	20.90	25	残 堀 川	14.46
6	丸 子 川	7.27	26	谷 地 川	12.90
7	入 間 川	1.75	27	秋 川	33.57
8	三 沢 川	5.67	28	養 沢 川	7.30
9	大 栗 川	15.29	29	北 秋 川	10.40
10	乞 田 川	4.43	30	平 井 川	16.45
11	大 田 川	1.69	31	氷 沢 川	1.10
12	程 久 保 川	3.80	32	鯉 川	3.00
13	淺 川	30.15	33	玉 の 内 川	1.50
14	湯 殿 川	8.90	34	北 大 久 野 川	5.50
15	兵 衛 川	2.80	35	大 荷 田 川	3.10
16	山 田 川	4.80	36	薦 巢 川	2.50
17	川 口 川	14.09	37	日 原 川	9.00
18	南 浅 川	8.11	38	小 菅 川	2.11
19	案 内 川	8.00	39	大 沢 川	3.50
20	城 山 川	7.10	40	三 沢 川 分 水 路	2.67
			計		410.98

二 級 河 川		
そ の 他 の 水 系		
番号	河 川 名	延長
		km
1	目 黒 川	7.82
2	蛇 崩 川	5.11
3	北 沢 川	5.50
4	烏 山 川	11.70
5	呑 川	14.42
6	九 品 仏 川	2.61
7	古 川	4.35
8	渋 谷 川	2.40
9	境 川	28.51
10	内 川	1.55
11	立 会 川	7.41
12	越 中 島 川	0.94
13	築 地 川	0.75
14	汐 留 川	0.90
15	八 ツ 瀬 川	1.20
計		95.17

太字：都管理河川

ただし斜字は国管理区間あり。

下線は特別区内は特別区管理。

斜字：国管理河川

細字：特別区管理河川

資料第3-1(2) 河川の管理区分

河川部指導調整課

管理区分	国土交通大臣の行う管理	都道府県知事の行う管理	国土交通大臣の認可等を要するもの
一級河川(指定区間内)	<p>(河川法4条、9条)</p> <p>①一級河川の水系、河川、指定区間の指定(河川法施行令2条)</p> <p>② 河川台帳の調製及び保管</p> <p>③ 河川整備基本方針の制定・変更</p> <p>④ 特定水利使用(一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的)に関する処分及び権限行使</p> <p>⑤ ダム設置者に対する洪水調節のための指示、異常洪水時の水利使用の調整に関する斡旋・調停</p> <p>⑥ 国土交通省直轄区間の改良工事施行に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一体施行する必要があるものの施行</p>	<p>(河川法9条2項ほか)</p> <p>次に掲げる管理その他の国土交通大臣の行う管理以外の管理(区管理河川・区間においては区長の行う管理を除く。)</p> <p>① 河川区域、河川保全区域および河川予定地等の指定</p> <p>② 河川整備計画の制定・変更</p> <p>③ 河川工事・河川の維持</p> <p>④ 流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等</p> <p>⑤ 河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等</p>	<p>(河川法79条1項、河川法施行令45条)</p> <p>① 河川整備計画を制定・変更</p> <p>② 堤高15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事</p> <p>③ 地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること</p> <p>④ 準特定水利使用(発電、水道、鉱工業、灌漑目的で特定水利使用に準ずる規模)に関する処分</p> <p>⑤ ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で治水上又は利水上の影響が著しいものに係る処分</p> <p>⑥ 河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可</p>
区管理河川・区間※	<p>(河川法79条の2)</p> <p>洪水、高潮等による災害発生、異常洪水による水利使用困難、汚水流入等による河川環境保全の防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示</p>	<p>区長の行う管理※</p> <p>次に掲げる管理その他の条例に定める管理</p> <p>① 河川の維持修繕・維持管理</p> <p>② 流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等</p> <p>③ 河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等</p>	<p>(河川法79条2項)</p> <p>① 河川整備基本方針及び河川整備計画の制定・変更</p> <p>② 河川工事のうち、堤高15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事</p> <p>③ 地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること</p> <p>④ 特定水利使用(一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的)に関する処分</p>
二級河川	<p>(河川法79条の2)</p> <p>洪水、高潮等による災害発生、異常洪水による水利使用の困難、汚水流入等による河川環境の保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示</p>	<p>(河川法10条ほか)</p> <p>二級河川の指定その他の全ての管理(区管理河川・区間においては区長の行う管理を除く。)</p>	<p>(河川法79条2項)</p> <p>① 河川整備基本方針及び河川整備計画の制定・変更</p> <p>② 河川工事のうち、堤高15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事</p> <p>③ 地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること</p> <p>④ 特定水利使用(一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的)に関する処分</p>

※「区管理河川・区間」「区長の行う管理」特別区に存する河川(一級河川(指定区間内に限る。)、二級河川及びそれらの河川管理施設)の管理の一部は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、河川の所在する特別区の区長が行うこととされている。ただし、旧江戸川、中川、綾瀬川、新中川、毛長川、隅田川、新河岸川、海老取川、水門、排水機場、地下調節池及び分水路に関する事務、河川法79条の規定により国土交通大臣の認可を要する事務、機械力による浚渫工事の施行並びに市又は他の県の区域にまたがる事務は都に留保されている。

資料第3-3 主要な事業（河川）の進捗状況

河川部計画課・防災課

事業名	全体計画		平成28年度迄実績		平成29年度決算		平成29年度末累積		進捗率 %
	規模	事業費 百万円	規模	事業費 百万円	規模	事業費 百万円	規模	事業費 百万円	
中小河川整備									
50mm降雨に対する整備	324.0km	2,106,770	215.7km	1,669,835	0.9km	10,931	216.6km	1,680,766	67
高潮防御施設整備									
防潮堤	106.3km	210,957	103.1km	153,506	0.0km	573	103.1km	154,079	97
護岸	61.7km	106,577	56.3km	70,128	0.0km	518	56.3km	70,646	91
その他	一式	13,080	一式	2,860	一式	186	一式	3,046	—
計		330,614		226,494		1,277		227,771	
スーパー堤防等の整備									
隅田川スーパー堤防	22.7km	93,338	15.1km	49,849	0.2km	772	15.3km	50,621	67
隅田川テラス	47.5km	107,877	46.3km	96,801	0.0km	837	46.3km	97,638	97
その他河川	4.7km	25,510	1.6km	10,095	0.4km	561	2.0km	10,656	43
計		226,725		156,745		2,170		158,915	
江東内部河川整備									
西側河川									
耐震護岸	23.1km	69,470	18.2km	38,792	0.2km	548	18.4km	39,340	80
その他	一式	22,228	一式	28,385	一式	0	一式	28,385	—
小計		91,698		67,177		548		67,725	
東側河川									
河道整備	27.2km	53,271	20.0km	42,087	0.1km	80	20.1km	42,167	74
その他	一式	19,131	一式	12,824	一式	0	一式	12,824	—
小計		72,402		54,911		80		54,991	
計		164,100		122,088		628		122,716	
河川施設の耐震・耐水対策									
堤防の耐震対策	85.8km	199,540	24.3km	67,536	6.1km	17,689	30.4km	85,225	35
水門等の耐震・耐水対策	22施設	62,244	6施設	15,006	1施設	8,185	7施設	23,191	
計		261,784		82,542		25,874		108,416	
砂防海岸整備									
流路工	80.6km	110,965	74.3km	50,477	0.1km	2,943	74.4km	53,420	92
砂防堰堤	365基		230基		1基		231基		
海岸護岸	39.9km	51,110	16.9km	32,969	0.0km	484	16.9km	33,453	42
人工リーフ	3.3km		1.9km		0.1km		2.0km		
地すべり防止	12か所	5,179	11か所	3,558	0か所	112	11か所	3,670	92
急傾斜地	95か所	18,722	50か所	21,882	1か所	2,716	51か所	24,598	54
小笠原河川整備									
流路工	4.6km	5,561	3.9km	4,224	0.0km	28	3.9km	4,252	85
砂防堰堤	12基		7基		0基		7基		
地すべり防止	5か所		1か所		0か所		1か所		
河川しゅんせつ									
しゅんせつ土量	977千m ³	2,890	443千m ³	2,075	70千m ³	817	513千m ³	2,892	53

資料第3-(4) 調節池等設置箇所別調書

河川部計画課

区分	河川名	名称	敷地面積 (m ²)	貯留量 (m ³)	設置場所	完成 年度
完成 10河川 25箇所	石神井川	富士見池調節池	21,000	33,800	練馬区	H19
		芝久保調節池	10,000	11,000	西東京市	S55
		南町調節池	8,000	12,000	西東京市	S55
		向台調節池	30,000	81,000	西東京市	S58
	善福寺川	和田堀第二調節池 ^{※1}	5,100	2,500	杉並区	S56
		和田堀第三調節池 ^{※1}	3,900	3,000	杉並区	S56
		和田堀第六調節池	15,400	48,000	杉並区	H19
		善福寺川調節池	3,600	35,000	杉並区	H29
	野川	野川第一調節池	14,800	21,000	小金井市	S58
		野川第二調節池	16,900	28,000	小金井市	H元
		大沢調節池	43,100	90,000	三鷹市	H13
	白子川	比丘尼橋上流調節池	22,000	34,400	練馬区	S60
		比丘尼橋下流調節池	15,400	212,000	練馬区	H14
	妙正寺川	妙正寺川第一調節池	11,000	30,000	新宿区・中野区	S61
		北江古田調節池	15,600	17,000	中野区	S61
		落合調節池	9,600	50,000	新宿区	H7
		妙正寺川第二調節池	11,300	100,000	中野区	H7
		上高田調節池	16,600	160,000	中野区	H9
		鷲宮調節池	10,000	35,000	中野区	H25
	神田川	神田川・環七地下調節池		540,000	中野区・杉並区	H19
	目黒川	船入場調節池	2,900	55,000	目黒区	H2
		荏原調節池	11,400	200,000	品川区	H13
	柳瀬川	金山調節池	31,500	46,000	清瀬市	H5
	霞川	霞川調節池	13,300	88,000	青梅市	H18
	古川	古川地下調節池		135,000	港区・渋谷区	H29
(小計)				2,067,700		
実施中 8河川 10箇所	黒目川	黒目橋調節池	14,000	221,000	東久留米市	H28取水
	白子川	白子川地下調節池		212,000	練馬区	H28取水
	残堀川	残堀川調節池	50,000	60,000	立川市・昭島市	H29取水
	善福寺川	和田堀公園調節池 ^{※1}		17,500	杉並区	
	神田川	下高井戸調節池		30,000	杉並区	
	環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)			681,000	中野区・練馬区	
	石神井川	城北中央公園調節池(一期)		250,000 ^{※2}	練馬区・板橋区	
	野川	大沢調節池(規模拡大)		68,000	三鷹市	
	境川	境川金森調節池		151,000	町田市	
		境川木曾東調節池		49,000	町田市	
(小計)			1,739,500			
合計	13河川	32箇所 ^{※3}		3,801,700 ^{※3}		

取水可能な調節池 12河川 28箇所 計2,560,700m³

※1 和田堀公園調節池は和田堀第二、第三調節池を統合して整備 ※2 一、二期を合計した全体貯留量

※3 合計箇所数、貯留量は※1を考慮